

区長報告第 4 号

専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日施行に係る規定について、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する必要があり、法律公布日と同日に区長専決処分を行いました。

1 専決処分の日（条例を公布した日）

令和 8 年 3 月 3 1 日

2 改正内容

令和 7 年度末に、軽自動車税（環境性能割）（※ 1）が廃止されたことに伴い、軽自動車税（種別割）（※ 2）の名称を軽自動車税に改めました。

※ 1 軽自動車税（環境性能割）とは、三輪以上の軽自動車の取得時に、取得価格にそれぞれの燃費基準に応じた税率（0～2％）が適用される税金です。

※ 2 軽自動車税（種別割）とは、毎年 4 月 1 日を賦課期日として、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（オートバイ）及び三輪以上の軽自動車を所有している人が納める税金です。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例
(前略) (目的) 第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。）第四条第一項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収について、港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の特例を設けることを目的とする。 (軽自動車税の税率) 第二条 合衆国軍隊の構成員等（特例法第二条第四項に規定するもの	(前略) (目的) 第一条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号。以下「特例法」という。）第四条第一項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定に基づき、軽自動車税の種別割の賦課徴収について、港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の特例を設けることを目的とする。 (軽自動車税の種別割の税率) 第二条 合衆国軍隊の構成員等（特例法第二条第四項に規定するもの

をいう。）、契約者（特例法第二条第五項に規定するものをいう。）又は軍人用販売機関等（特例法第二条第六項に規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 三 （略）

（徴収の方法）

第三条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税については、この条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

（証紙徴収の手続）

第四条 軽自動車税の納税義務者は、証紙徴収の方法によつて納付する場合は、当該税額を第一号様式による軽自動車税納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。

2 軽自動車税の納税義務は、証紙徴収の方法によつて納付する場合は、前項の規定による証紙に第二号様式の軽自動車税納税済証印による検印を受けた時又は港区が指定した指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の領収日付印の押印を受けた時に完了するものとする。

（納期）

をいう。）、契約者（特例法第二条第五項に規定するものをいう。）又は軍人用販売機関等（特例法第二条第六項に規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 三 （略）

（徴収の方法）

第三条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割については、この条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。

（証紙徴収の手続）

第四条 軽自動車税の種別割の納税義務者は、証紙徴収の方法によつて納付する場合は、当該税額を第一号様式による軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。

2 軽自動車税の種別割の納税義務は、証紙徴収の方法によつて納付する場合は、前項の規定による証紙に第二号様式の軽自動車税（種別割）納税済証印による検印を受けた時又は港区が指定した指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の領収日付印の押印を受けた時に完了するものとする。

（納期）

第五条 軽自動車税の納期は、普通徴収の方法によつて徴収する場合は港区特別区税条例第三十九条第二項に規定する納期とし、証紙徴収の方法によつて徴収する場合は四月一日から同月三十日までとする。

(後略)

付 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和七年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第五条 軽自動車税の種別割の納期は、普通徴収の方法によつて徴収する場合は港区特別区税条例第三十九条第二項に規定する納期とし、証紙徴収の方法によつて徴収する場合は四月一日から同月三十日までとする。

(後略)